

道路維持業務委託 特記仕様書

第1条 総則

- 1 本特記仕様書は、熊本県道路公社が委託する次の業務に適用する。
委託番号：松有道R08債務一委01号
委託名：道路維持業務委託
- 2 本業務委託にあたっては、本仕様書によるほか、一般的な事項については土木工事共通仕様書（熊本県土木部）によらなければならない。

第2条 留意事項

- 1 現場における対応
 - ① 業務着手に先立ち、施工方法、施工体制、施工工程、施工管理及び安全管理等について、監督員と協議すること。
 - ② 施工完了後、周辺の整理を完全に行うこと。
 - ③ 現場代理人若しくは主任技術者が必ず現場に常駐すること。
- 2 施工（一般事項）
 - ① 設計図書の内容と図面を十分に照査し、現場との整合を考慮するとともに、現場に適合しない場合は、事前に監督員と協議すること。
 - ② 施工立会及び段階確認等は、可能な予定日時について余裕をもって監督員に連絡すること。

第3条 作業内容

- 1 除草作業
 - ① 草刈り作業を2回/年実施するものとし、作業にあたっては、障害物（空き缶等）の除去作業を行うものとする。
また、作業時は植栽松を切断しないように行い、集草までの作業は除草クズを植栽松の根の乾燥防止のマルチング材として集草する。
 - ② 安全管理及び交通規制等
 - 1) 搬出処分まで行う搬出を伴う作業は、交通規制（速度規制）により実施するものとし、作業工程表は監督員と協議を行うものとする。
作業範囲の路側には、セーフティコーン、除草作業中看板、見張り役等を配置し、交通及び作業の安全を図ること。
 - 2) 除草した草のトラックへの積み込みは、原則として非常駐車帯で走行車線を阻害せず行うこと。従って、同箇所までの集草を適切に行うこと。
 - 3) 松島有料道路は自動車専用道路であるので、トラック等を道路内に駐停車する場合は、黄色回転灯を備えた道路維持作業車を用いるか又はこれを伴うこと。
 - 4) 道路維持管理業務に伴い発生した草は、一般廃棄物に該当するので、市の一般廃棄物処理施設等へ持込むか、堆肥等として利用する場合は適切に管理すること。
 - 5) 作業車は、松島有料道路の通行許可を受けること。

2 その他維持作業

①清掃

- 1) 監督員の指示により、延長1.0km程度の路肩部人力清掃、600mの側溝清掃及び10箇所程度の集水桝清掃を昼間交通規制により行う。
- 2) 作業は、人力で塵埃・堆積土砂の収集、袋詰め、運搬車への積み込み搬出とする。
- 3) 路面機械清掃は、全線3.3km×2往復を2回/年、夜間通行止規制により実施する。

②補修工

次の作業を監督員の指示により行うものとする。なお、各作業については数量総括表のとおり各数量を見込んでいるが、実績により変更扱いとする。

1) ポットホール補修工

ポットホールについて、常温合材を用いて補修を行う。

2) 路面段差補修工

橋梁ジョイント部等の段差について、補修材を用いて補修を行う。

3) 車線分離表取替工

本線中央部の車線分離表（ラバーポール）について、破損に伴う撤去及び設置（材料支給）を行う。

4) 分離帯ブロック取替工

本線中央部の分離帯ブロックについて、破損に伴う撤去及び設置（材料支給）を行う。

第4条 緊急時の対応

交通事故及び災害等の緊急時において、次に掲げる事項を迅速かつ適正に対応するものとする。なお、処理事項については変更扱いとする。

- 1) 落下物等交通の支障となり人力での撤去が不可能なものの処理。
- 2) 事故等による流出オイル処理及び路面清掃等で、管理事務所での対応が不可能な場合の処理。
- 3) 台風等により発生した倒木・木くず・ゴミ等の撤去処理及び簡易な補修作業。
- 4) 路面・法面等の道路構造物に異常が発生した場合の応急復旧作業。
- 5) 積雪等による除雪及び凍結防止剤散布等の雪氷対策作業。
- 6) 1) から5) までに掲げる事項の他、これらに相当する緊急的な補修等作業。

第5条 出来形管理

- 1) 出来高数量は、設計値と比較できるように整理し、作業管理写真は作業着手前、作業完了時及び作業状況の写真を整備する。
- 2) 路面清掃及び側溝清掃の延長は区間別に整理記録し、集水桝清掃は箇所毎に記録する。

第6条 作業終了の確認

作業終了したときは、各作業段階毎に監督員の終了確認を受けるものとする。

第7条 最新資材等単価への設計変更に係る特例措置について

- (1) 本業務委託は、令和8年1月15日付けの設計単価で積算しているが、契約締結日までに設

計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。

(2) ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

第8条 補正係数の導入

本業務委託は工程区分等を考慮した諸経費率に、熊本地震の被災地（熊本県）で適用する補正係数を乗じる試行対象業務である。

なお、補正した諸経費率は42.4%（「4週8休」を見込んだ率）とする。ただし、設計変更の際は直接工事費に応じた諸経費率を採用するものとする。

第9条 週休2日試行工事

本業務は週休2日試行工事（週休2日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領（土木工事編）（令和7年8月15日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

※熊本県の週休2日試行工事に関するホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/100/50364.html>

第10条 疑義

業務に関し疑義が生じた場合は、その都度委託者、受託者が協議し解決するものとする。